

# 八尾市外国人市民会議からの意見

－八尾市における多文化共生社会の推進に向けて－

令和5年(2023年)3月

八尾市外国人市民会議

# はじめに

八尾市は、大阪府下で外国人市民が4番目に多い自治体であり、地域には、韓国・朝鮮籍をはじめ、ベトナム籍、中国籍など、さまざまな国籍や民族、文化的背景を持った外国人市民がともに暮らしています。国籍や背景などの違いがあっても、外国人市民も八尾市民であり、地域の担い手です。

それぞれに異なる背景を持った外国人市民と日本人市民、一人ひとりが地域社会を構成する一員として、国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いに学びあい、ともに生活できる「多文化共生社会」の構築をめざしていくことが大切です。

外国人市民会議は、外国人市民の意見を市政に反映させ、多文化共生社会を実現していくために2011年度に設置されました。2021年度には、第6期に入り、2年間の任期を新たなメンバーでスタートしました。今回の任期は、1年目が「第2次八尾市多文化共生推進計画」の開始年度であり、2年目は新たな計画の進捗状況をはじめて確認する年となり、情報提供の充実を中心に積極的な意見交換が行われました。

外国人市民会議では、これまで八尾市が推進してきた取組みや、今後の施策の方向性、実際に取り組んでいく事業について、八尾市より報告を受け、これらの報告について委員それぞれの立場、経験から意見交換し、市民会議の意見としてとりまとめました。

八尾市におかれましては、この意見に基づき、「人権尊重と平和を希求する共生社会」の実現に向けて、積極的に多文化共生推進施策の推進に努められることを希望いたします。

2023年3月

八尾市外国人市民会議

座長 野中 モニカ

# 目 次

1. 市民会議からの意見 .....	1
2. 八尾市外国人市民会議委員名簿 .....	3
3. 八尾市外国人市民会議開催経過 .....	4
4. 八尾市外国人市民会議設置要綱 .....	6
5. 資料 .....	9

# 1. 市民会議からの意見

---

多文化共生の推進に向けた新たな計画の策定にあたり、会議の中で意見交換した内容をまとめました。ここでは、「第2次八尾市多文化共生推進計画」の基本目標に沿って、意見を整理するとともに、多文化共生推進計画の進捗管理などについて出された意見をまとめています。

## ■ コミュニケーション支援

- ベトナム語、中国語、英語だけでなく、タイ語やタガログ語、ネパール語などの少数言語のニーズもある。八尾市独自で翻訳することが難しいのであれば、国や他の支援センターで出されている既存の情報を活用するのもひとつの方法である。
- QRコードを活用することで、より詳しい情報を伝えることができる。
- ごみの捨て方に関する情報は外国人市民にとって難しいので、わかりやすく示す必要がある。
- 年金・保険・税金等の情報は外国人市民にわかりにくい。
- 市民税などの市税情報も必要ではあるが、所得税・法人税などの国税情報の説明も大切である。
- 現在、市ホームページは英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語の5言語に対応しているが、八尾市の国籍別外国人数の変化によって、対応言語を増やすべきではないか。今はネパール国籍の方が急増しているため、ネパール語の自動翻訳があればありがたい。
- 外国人市民にとって、市ホームページで知りたい情報を探すことは難しい。簡単に探せないことで、アクセスしようと思わなくなっている人もいる。
- 集住していることが多い外国人の居住状況等を考えれば、一部の発信力がある人へ情報を届けることが大切である。
- 外国人市民にとって、動画や音声の方が理解しやすくアクセスしてもらいやすいと思う。市がTikTokで動画を配信するのもひとつの方法である。
- Facebookでの情報発信が効果的だと思う。内容をシンプルにして、見やすさ・わかりやすさを確保することが大切である。
- 八尾市ではYoutuberとして活躍している外国人市民もいる。人材は豊富だと思うので、上手にその人たちの協力を得て、情報発信の工夫ができればよいと思う。
- 関心を持っていない外国人市民に情報を伝えることは難しい。必要になったときにアクセスしやすいところに情報を置く工夫が必要である。
- 相談にこない人は困りごとがない、というわけではない。

- ・ 相談内容が外国人コミュニティ内に漏れてしまわないか気にして相談できない人もいる。外国人相談窓口が安心して相談できる場所だと周知する必要がある。
- ・ 外国人市民に八尾市国際交流センターにある外国人相談窓口の周知をもっとする必要がある。
- ・ 住民登録時に、外国人相談窓口や八尾市国際交流センターのアピールをすることが認知度アップにつながると思う。
- ・ 市役所内での多言語対応について工夫してほしい。例えば、住民票や戸籍証明の申請書がおいであるが、書いてある内容がすべて難しい。少し日本語がわかる人なら判別できるように、項目を多言語にする、見本をおく等の工夫をしてほしい。

## ■ 外国人市民が生活しやすい環境づくり

- ・ 外国人市民にとって、「ハローワークがあります」という情報だけで仕事に就くのは難しい。たとえば話すことができても読み書きができなければ、仕事をするのは難しいので、就労につながる支援情報の方が大切である。
- ・ 妊娠・出産・子育ての情報は外国人市民にとってニーズが高い。
- ・ 地震・大雨・台風などの災害情報はまとめて市の HP 等で掲載すればよいと思う。
- ・ 普段から防災情報を発信することで、災害時の八尾市災害時多言語支援センターからの発信情報にアクセスしてもらえることができるようになる。災害時はデマなどもあるので、避難所情報や正確な情報をすぐに知ることができる状況をつくるのが大切である。
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外にも感染症はあるので、コロナ収束後も、感染症に関する情報を発信する、取得する場所があることは大切である。
- ・ 日本での自転車のルールについて伝えるのが大切である。その際、保険に入った方がよいというメッセージも合わせて伝えてほしい。

## ■ 外国人市民も活躍できる多様性を認め合う地域づくり

- ・ 近隣トラブルを防ぐためにも、「日本での生活の中で気をつけること」の情報を出すことは大切であるが、日本との文化の違いを伝える等、伝え方に工夫が必要である。
- ・ 日本での生活ルールに関する情報発信では、違った捉え方をされないように、発信内容に工夫が必要である。
- ・ 町会活動や加入方法だけでなく、町会の仕組み自体を伝えるのが大切である。

## 2. 八尾市外国人市民会議委員名簿

任期:2021年9月1日から2023年3月31日

区 分	団体名等	氏 名
座 長	天理大学国際学部外国語学科 准教授	野中 モニカ
副座長	近畿大学国際学部 准教授	桑名 恵
公募市民	(ガーナ籍)	ダーリントン ティカス イブラヒム
	(中国籍)	祖 艶婷
	(韓国籍)	李 昌宰
	(バトナム籍)	レ ティ キウ ナアー
その他	八尾市在日外国人教育研究会 事務局	于 涛
	特定非営利活動法人 トッカビ 代表理事	朴 洋幸
	八尾市外国人市民行政相談窓口通訳者	トラン グエン ワン ヴィン
	公益財団法人 八尾市国際交流センター 局長	山内 雅之

### 3. 八尾市外国人市民会議開催経過

開催日時	場 所	内 容
【2013年度第1回】 2013年8月21日	八尾市役所 701会議室	委員の委嘱 会議の進め方について 外国人施策について説明 意見交換 「外国人市民が安全で安心して暮らせるまちづくり」
【2013年度第2回】 2013年9月26日	八尾市役所 研修室	意見交換 「多様性を認めあう教育とサポート体制の推進」 「外国人市民への偏見をなくすための人権啓発の充実」
【2013年度第3回】 2014年1月27日	八尾市役所 602会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画(素案)」について
【2014年度第1回】 2014年7月25日	八尾市役所 701会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「災害多言語支援センターについて」
【2014年度第2回】 2015年1月27日	八尾市役所 701会議室	意見交換 「地域における多文化共生の推進について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2015年度第1回】 2015年8月20日	八尾市役所 第2委員会室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「生活ガイドブックについて」
【2015年度第2回】 2015年1月26日	八尾市役所 701会議室	意見交換 「多文化共生モデル地域事業について」 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2016年度第1回】 2016年6月10日	八尾市役所 401会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「情報提供・情報発信について」

開催日時	場 所	内 容
【2016年度第2回】 2017年2月14日	八尾市役所 601A 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2017年度第1回】 2017年10月26日	八尾市役所 603 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人の保健・医療について」
【2017年度第2回】 2018年2月6日	八尾市役所 大会議室 B	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市多文化共生推進計画の進捗状況の評価方法について」 「他国と違った日本の生活習慣について」
【2018年度第1回】 2018年8月29日	八尾市役所 602 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗状況の評価方法について」 「外国人市民からのよくある質問と答え」
【2018年度第2回】 2019年2月8日	八尾市役所 701 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」 「外国人労働者への支援について」
【2019年度第1回】 2019年10月9日	八尾市役所 603 会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人市民のための子育てチャートリーフレットについて」
【2019年度第2回】 2020年2月4日	八尾市役所 802 会議室	意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市外国人相談窓口で発信する情報について」

開催日時	場 所	内 容
【2020年度第1回】 2020年9月17日	八尾市役所 701会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「八尾市多文化共生推進計画の中で課題に感じること」
【2020年度第2回】 2020年11月18日	八尾市役所 研修室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画 取り組み内容について」
【2020年度第3回】 2021年2月8日	八尾市役所 第2委員会室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画(素案)」について 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」
【2021年度第1回】 2021年11月11日	八尾市役所 西館 502会議室	会議の進め方について 意見交換 「八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「はじめて八尾市に来た外国人市民に伝えたい情報」
【2021年度第2回】	—	新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止
【2022年度第1回】 2022年9月7日	八尾市役所 602会議室	会議の進め方について 意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「多言語情報等で発信する情報について」
【2022年度第2回】 2023年3月1日	八尾市役所 603会議室	意見交換 「第2次八尾市多文化共生推進計画の進捗管理について」 「外国人市民と日本人市民の交流について」 「八尾市外国人市民会議のまとめについて」

## 4. 八尾市外国人市民会議設置要綱

---

(設置)

第1条 八尾市は、外国人市民にとって住みよいまちづくりを進めるために、外国人市民の意見を市政に反映させることを目的として「八尾市外国人市民会議」(以下、「外国人市民会議」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 外国人市民会議は、外国人市民の生活の利便性向上と地域住民との共生、市政参画の推進に関する事項など、本市の国際化施策推進に関する事項について話し合い、当該意見を市に提出する。

(組織)

第3条 外国人市民会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員には、年齢満 18 歳以上で、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により引き続き 1 年以上本市の住民基本台帳に記載されている外国人住民(同法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。)を含めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は 2 年以内とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 外国人市民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 外国人市民会議は、座長が招集し、座長がその進行にあたる。

2 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 外国人市民会議の会議では日本語を用いる。

(謝礼)

第7条 委員の謝礼の額は、外国人市民会議に出席した日一日につき次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 21,000 円
- (2) その他の委員 8,000 円

(専門部会)

第8条 座長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、外国人市民会議に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 外国人市民会議の事務局は、人権ふれあい部人権政策課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、外国人市民会議の運営に関し必要な事項は、人権ふれあい部長が定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 5. 資料

---

### ■ 八尾市における外国籍を有する市民の数

2023年1月1日現在

順位	国籍・地域	人数(人)	割合(%)
1	韓国・朝鮮	2,657	33.0%
2	ベトナム	2,437	30.3%
3	中国	2,015	25.0%
4	フィリピン	300	3.7%
5	ネパール	87	0.1%
6	タイ	64	0.1%
7	ブラジル	63	0.1%
8	台湾	59	0.1%
9	インドネシア	61	0.1%
10	ミャンマー	47	0.1%

八尾市全体人口 261,998人 (2022年12月31日現在)

外国籍市民総数 8,056人 (2023年1月1日現在)

■ 大阪府の市区町村別在留外国人数

2021年12月31日現在

市関係(大阪市、堺市を除く)	
岸和田市	2,789
豊中市	6,120
池田市	1,859
吹田市	5,598
泉大津市	1,430
高槻市	3,478
貝塚市	1,066
守口市	2,623
枚方市	4,515
茨木市	3,530
八尾市	7,833
泉佐野市	1,889
富田林市	1,576
寝屋川市	3,163
河内長野市	752
松原市	1,848
大東市	2,754
和泉市	2,662
箕面市	2,850
柏原市	1,474
羽曳野市	1,174
門真市	3,326
摂津市	1,597
高石市	563
藤井寺市	734
東大阪市	18,640
泉南市	721
四條畷市	588
交野市	608
大阪狭山市	481
阪南市	426
合計	88,667

大阪市関係	
都島区	3,282
福島区	1,669
此花区	2,012
西区	4,490
港区	3,164
大正区	1,709
天王寺区	4,651
浪速区	8,843
西淀川区	4,508
東淀川区	6,856
東成区	6,893
生野区	26,797
旭区	2,175
城東区	5,101
阿倍野区	3,238
住吉区	4,536
東住吉区	3,841
西成区	10,382
淀川区	7,339
鶴見区	2,091
住之江区	4,307
平野区	8,179
北区	5,662
中央区	8,758
合計	140,483

堺市関係	
堺区	4,908
中区	1,534
東区	896
西区	1,950
南区	2,951
北区	2,070
美原区	864
合計	15,173

町村関係	
島本町	240
豊能町	120
能勢町	110
忠岡町	514
熊取町	308
田尻町	109
岬町	147
太子町	118
河南町	145
千早赤阪村	23
合計	1,834

市計	88,667
大阪市計	140,483
堺市計	15,173
町村計	1,834
合計	246,157

(出典:大阪府ホームページ)